

## 標準報酬制：掛金・負担金率等一覧表（令和5年度）

令和5年4月1日現在

区 分		令 和 5 年 度		備 考	
短 期	掛 金	標準報酬月額	48.01 / 1,000	※ 短期掛金及び負担金には福祉事業分の率1.41/1,000が含まれています。	
		標準期末手当等			
	負 担 金	標準報酬月額	48.01 / 1,000		
		標準期末手当等			
育 休 ・ 介 護 的 負 担	標準報酬月額	0.10 / 1,000			
	標準期末手当等				
介 護	掛 金	標準報酬月額	8.00 / 1,000		
		標準期末手当等			
	負 担 金	標準報酬月額	8.00 / 1,000		
		標準期末手当等			
厚 生 年 金 保 険	保 険 料 (負担金分含む)	標準報酬月額	183.00 / 1,000		
		標準期末手当等			
	基 礎 年 金 公 的 負 担	標準報酬月額	40.9 / 1,000		
		標準期末手当等			
退 職 等 年 金	掛 金	標準報酬月額	7.5 / 1,000		
		標準期末手当等			
	負 担 金	標準報酬月額	7.5 / 1,000		
		標準期末手当等			
経 過 的 長 期 的	公 務 等 給 付 負 担 金	標準報酬月額	0.0990 / 1,000		
		標準期末手当等			
追加費用負担金 厚生年金(標準報酬月額)		義 務	24.7 / 1,000		
		そ の 他	15.9 / 1,000		
追加費用負担金 公務等給付(標準報酬月額)		義 務	2.2 / 1,000		
		そ の 他	1.6 / 1,000		
事務費負担金 (一般組合員のみ)		一人当たり年額	5,762円		
		4月分	1,362円		
		5月以降	400円		
最低限度額 (標準報酬月額)		短 期	58,000円		
		長 期	88,000円		
最高限度額		短 期	標準報酬月額	1,390,000円	
			標準期末手当等	年度累計 5,730,000円	
		長 期	標準報酬月額	650,000円	
			標準期末手当等	月単位 1,500,000円	

- (注) ・介護保険の第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員です。
- ・短期組合員は事務費の対象外となります。
  - ・後期高齢者医療保険制度の被保険者は、短期掛金・負担金率が異なります。(4.07/1,000)
  - ・育児休業期間中における掛金及び負担金免除の対象は以下のとおりです。なお、免除の期間は、最長で、育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までとなります。また、産前産後休業期間中の掛金免除期間は、原則として出産日前42日から出産日後56日までとなります。
  - 掛 金：短期・介護・厚生年金保険・退職等年金
  - 負担金：短期・介護・厚生年金保険（掛金と同率分のみ免除）・退職等年金
  - ・短期掛金及び負担金には福祉事業分の率（標準月額 1.41/1,000 標準期末手当等1.41/1,000）が含まれています。
  - ・厚生年金保険料は、保険料と負担金分を合わせた率となります。
  - ・子ども子育て拠出金率は、3.6/1,000 となります。